

国名 ルーマニア

〒106-0031 港区西麻布3丁目16-19
TEL: 03-3479-0311、03-3479-0313

※ 遺失の際に、申込と同時に、遺失についての声明をする必要があります。また、盗難の際には、日本の警察に声明をする必要があります。これらの声明の証明を大使館に提出してください。

旅券再発行のための必要書類は何ですか？ 子供の場合、必要書類は変わりますか？

<p>大人、本籍ルーマニアの場合</p> <p>ルーマニアのIDカード 古いパスポート 日本の在留カード 結婚の証明書、離婚の裁判記録、夫又は妻が死亡のときは死亡証明書 写真(横cm×縦cm)枚</p>	<p>子供、14歳未満、本籍ルーマニアの場合</p> <p>出生証明書 日本の在留カード(親の必要) 親のパスポートとルーマニアのIDカード 親が結婚のときはその結婚証明書、死亡のときはその死亡証明書、裁判が一人親に子を与える際はその判決記録(親権の意味か)―この場合、親が子どものために申込をする。一人親又は代理人の際に委任状が必要</p>
<p>大人、本籍日本の場合</p> <p>結婚の証明書、離婚の裁判記録、夫又は妻が死亡のときは死亡証明書 古いパスポート 出生証明書 日本の在留カード ルーマニアのIDカード(最初のパスポートのため)</p>	<p>子供、14歳以上、本籍ルーマニアの場合</p> <p>ルーマニアのIDカード 古いパスポート 出生証明書 日本の在留カード 親のパスポートとルーマニアのIDカード 親が結婚のときはその結婚証明書、死亡のときはその死亡証明書、裁判が一人親に子を与える際はその判決記録(親権の意味か)―この場合、親の合意が必要。子どもと一人の親と一緒に申込・サインをする。</p>
	<p>子供、14歳未満、一人の親が日本の本籍の場合</p> <p>出生証明書 日本の在留カード(親の必要) 古いパスポート 親が結婚のときはその結婚証明書、死亡のときはその死亡証明書、裁判が一人親に子を与える際はその判決記録(親権の意味か)―この場合、親が子どものために申込をする。一人親又は代理人の際に委任状が必要 親のパスポートとルーマニアのIDカード</p>
	<p>子供、14歳以上、本籍日本の場合</p> <p>14歳未満と同様なるも、この場合親の合意が必要。子どもと一人の親と一緒に申込・サインをする。</p>

■ 手数料はいくらかかりますか？

100 ユーロ — 毎月の為替レートで円換算

■ 申請書の様式をコピーしたものを使用できますか？

可能。しかし、本人が大使館まで来る必要があるので、大使館で書いてサインする方がいいです。

■ 申請から取得までの日数は？通知が来るのか？指定日に出向くのか？

本国で発行するので2～5カ月くらいかかります。パスポートが到着したら大使館から連絡します。

■ 代理申請は可能ですか？その条件は？委任状は必要か？

不可。大使館で写真を撮ります。

■ 代理受領はできますか？委任状は必要か？

可能。IDがある場合のみ委任状にて。

■ 受付時間は？

火曜日～ 木曜日

9 : 3 0 ～ 1 2 : 3 0 1 4 : 3 0 ～ 1 6 : 0 0

■ 遺失の場合と盗難の場合で、必要書類その他変わるところがありますか？

変わりませんが、上記留意事項を参照してください。

■ 出国予定日までほとんど日数がないような場合、旅券に代わるトラベルドキュメント等の発給を受けられますか？また旅券の発給を早めに受けることは可能でしょうか？
その場合最短で何日くらいでご発給いただけますか？

トラベルドキュメント発給可能。当日発給。帰国のための片道使用。

■ 東京以外で同じく再発給手続きを受けることのできる日本国内の窓口はどこにありますか？

ありません。